

参 考 資 料

(延滞税等の見直し)

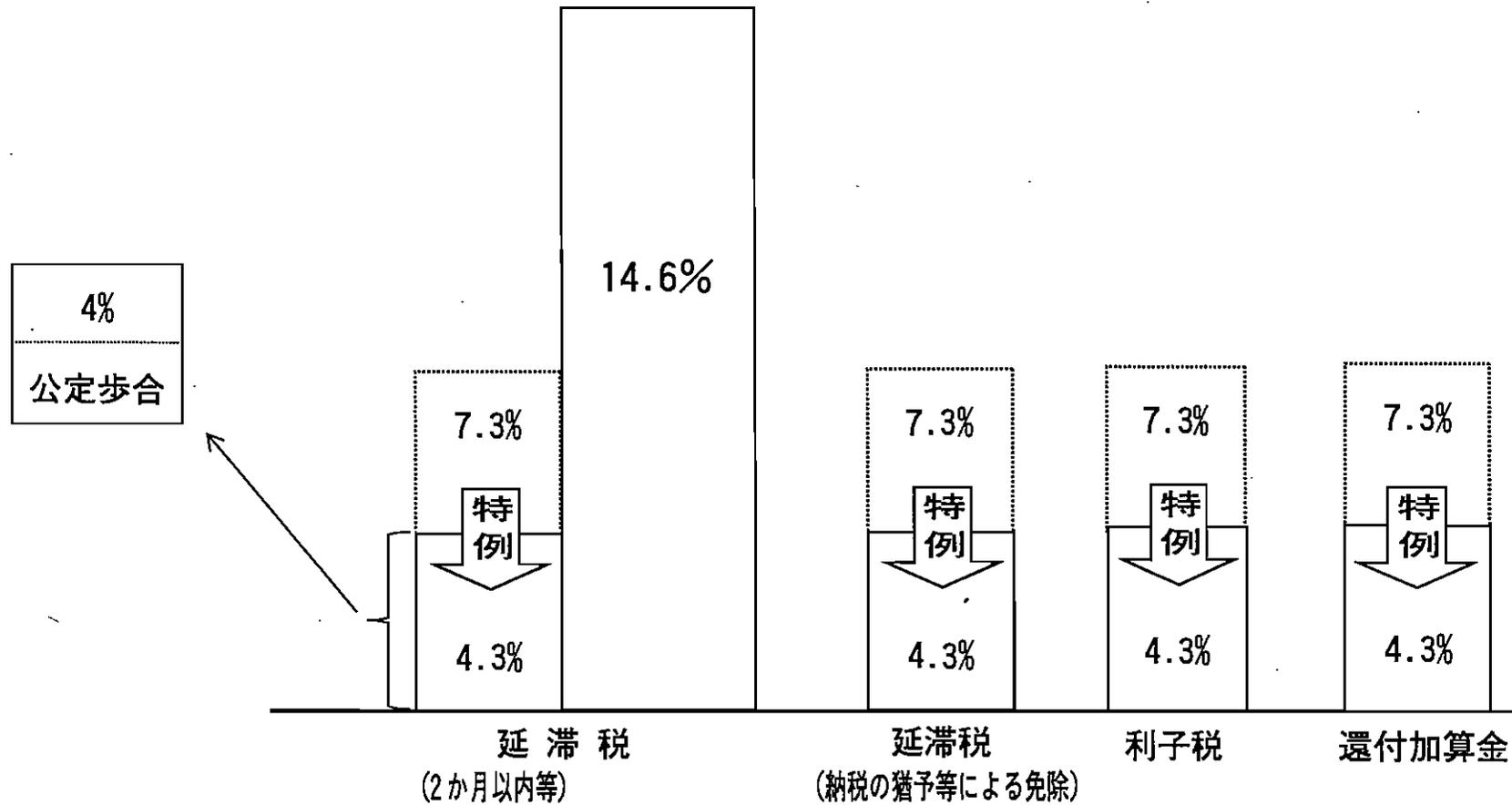
平成 24 年 11 月 14 日 (水)

財 務 省

目 次

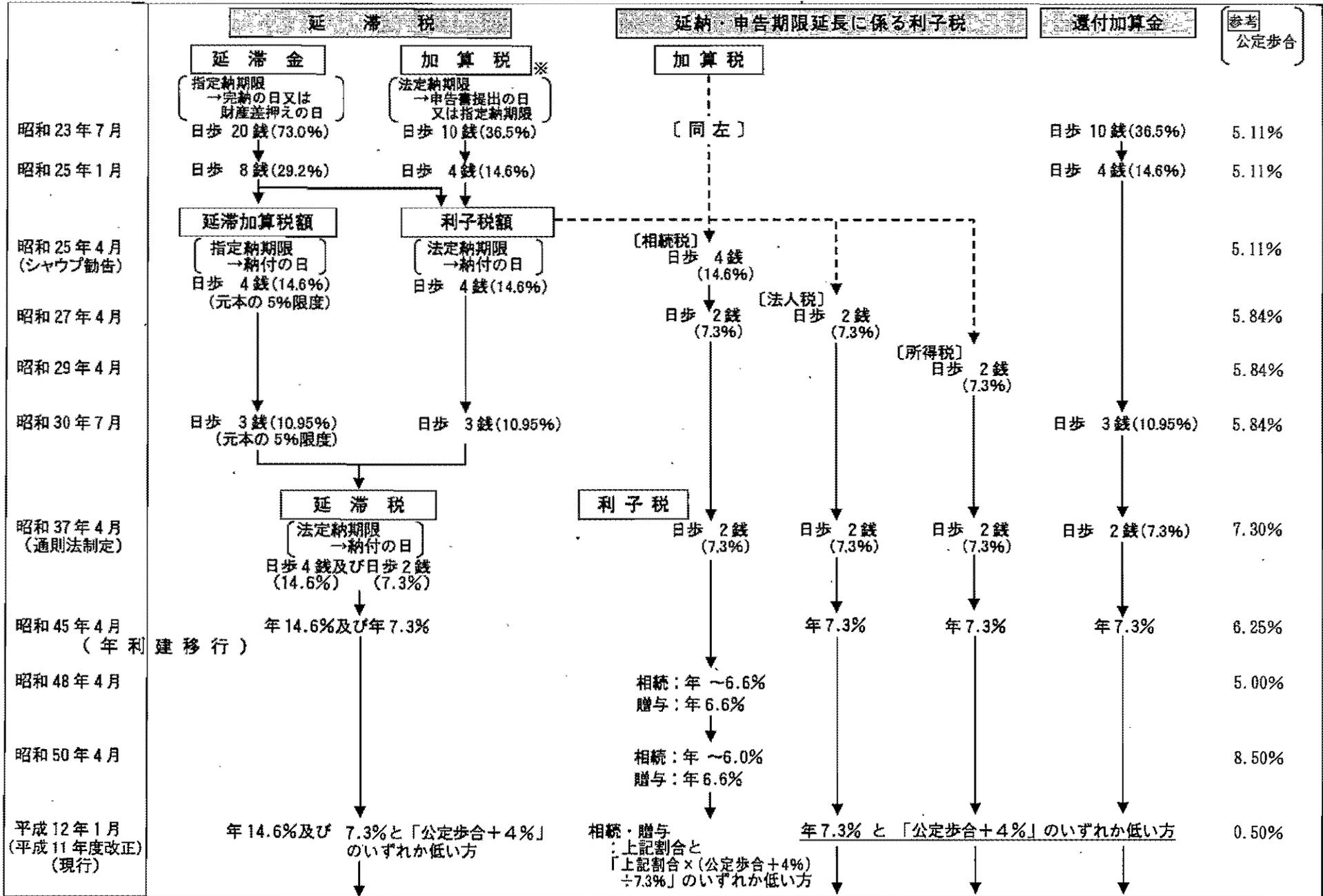
- ・ 延滞税・利子税・還付加算金のイメージ（現行） 1
- ・ 延滞税・利子税・還付加算金の沿革 2
- ・ 平成 11 年度の税制改正に関する答申（抄） 3
- ・ 国税通則法の制定に関する答申の説明の抜粋 4
- ・ 現在の「金利」の水準 5
- ・ 民間の遅延損害金の例 6
- ・ 延滞金等の割合を規定している法令の例（約 70 法令） 7
- ・ 延滞金の軽減措置（公定歩合＋4％）を講じている保険料等 8

延滞税・利子税・還付加算金のイメージ（現行）



(注) 「特例」は、平成12年以降、「(前年の11月30日の) 公定歩合 + 4%」(原則) となっている。

延滞税・利子税・還付加算金の沿革（未定稿）



※ 「加算税」は、申告納税方式を採用する直接税につき更正・決定等があった場合又は相続税の延納の場合に課されるもの。

平成 11 年度の税制改正に関する答申（抄）

平成 10 年 12 月
政府税制調査会

二 平成 11 年度税制改正の諸課題

5 利子税等

税の延納等の際に課される利子税及び滞納等の際に課される延滞税については、現在の金利の状況を勘案すれば、その割合を見直すべきではないかとの意見がありました。利子税及び延滞税は、期限内に納付した納税者との間の負担の公平の確保、滞納防止等の観点から設けられており、特に年 14.6%の割合の延滞税は、納税に対する誠意が見られない滞納者に強く納付を促すために設けられたものです。加えて、納税者が自ら計算して納付するものであることを併せ考えれば、制度の安定性や明確性について十分な配慮が必要です。したがって、その負担水準の見直しは、基本的には今後の金利水準の動向を見極めた上で、より長期的かつ広範な観点から判断すべきです。しかし、過去に例を見ない超低金利の現状を勘案すれば、暫定的な措置として、利子税や年 7.3%の割合の延滞税については、還付加算金との均衡を図りつつ、一定の負担軽減を図ることが望ましいと考えます。

あわせて、地方税における延滞金等についても、同様の措置を講ずることが望ましいと考えます。

国税通則法の制定に関する答申の説明の抜粋

昭和 36 年 7 月
政府税制調査会

第 6 章 附帯税及び通告処分

第 1 節 延滞税及び利子税

1・4 問題点とその検討

1 納付遅延の場合の利子税額と延滞加算税額の統合

(3) 延滞税の割合

(前略) 本来、延滞税は債務不履行に対する遅延利息に見合うべきものであるから、貸付期間中の約定利息たる市中貸出金利と対比して考えるべき根拠は、格別には見出し得ないであろう。ただ、延滞税の割合が後者の市中金利よりも小さいときには、収納割合の低下を招来しないかとの虞れがあるという点で、両者は関連をもっている。(後略)

2 徴収猶予等の期間中の利子税

(前略) 通常の納付遅滞の場合には、本来納付すべき期限を経過しているにもかかわらず納付が行なわれていないのであるから、その遅滞に対して延滞税が課されるのである。これに対し、……延納が許可された場合には、本来納付すべき期限は経過していても、……延納が許可されているのであるから、納税者はまだ納付遅滞の状態にはなっていないのである。これを民事の場合になぞらえれば、前者は履行遅滞の状態にあたり、したがって課される延滞税は遅延利息に相当するのに対して、後者は契約に定める履行期前の状態にあたり、したがってそれに課される利子税は約定利息に相当するということもできよう。(後略)

現在の「金利」の水準

(%)

		平成 24 年 (8月)	【参考】 平成 11 年 (1999 年)		
預金金利	普通預金	0.020	0.05		
	定期預金新規受入平均金利(総合)	0.283	0.221		
貸出金利	プライム レート	短期	1.475	1.375	
		長期	1.25	2.200	
	貸出約定 平均金利 (新規)	短期	国内銀行	0.902	1.683
			都市銀行	0.436	1.546
			地方銀行	1.547	2.062
			地方銀行Ⅱ	1.956	2.338
		信用金庫	2.461	2.719	
		長期	国内銀行	0.989	2.038
			都市銀行	1.088	1.929
			地方銀行	1.186	2.354
	地方銀行Ⅱ		1.515	2.795	
信用金庫	1.884	2.774			
住宅ローン	変動	2.475	2.375		
	固定(10年)(※)	3.55	3.20 (注)		
カードローン(※)		4.0~14.5	不明		
公定歩合(基準割引率および基準貸付利率)		0.30	0.50		
無担保コールレート・オーバーナイト		0.093	0.05		
長期国債(10年)新発債流通利回		0.795	1.645		

【出典】日本銀行「金融経済統計月報」(※は三井住友銀行HPより抜粋)

(注) 平成 13 年 4 月の金利(平成 13 年 3 月以前は不明)

民間の遅延損害金の例

貸付金等の種類	年 率
銀行A	14%
貸金業者B	20%
クレジット業者C	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割賦販売：6% ・ 一括払等：14.6% ・ 金銭消費貸借：20%

【参考】

法律	上限利率
消費者契約法	14.6%
利息制限法、貸金業法、出資法 (いずれも業として金銭貸付を行う場合)	20%

延滞金等の割合を規定している法令の例 (約70法令)

(平成24年9月現在)

	(%)		(%)
アルコール事業法	14.5	小規模企業共済法	14.6
石綿による健康被害の救済に関する法律	14.6	消費者契約法	14.6
海岸法	14.5	商品先物取引法	14.5
外航船舶建造融資利子補給臨時措置法	14.5	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令	14.6
介護保険法	14.5	私立学校教職員共済法	14.6
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	14.5	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律	14.5
河川法	14.5	清酒製造業等の安定に関する特別措置法	14.5
関税法	14.6	政党助成法	14.6
矯正医官修学資金貸与法	14.5	石油コンビナート等災害防止法	14.5
銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律	14.5	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	14.5
金属鉱業等鉱害対策特別措置法	14.5	船員保険法	14.6
金融商品取引法	14.5	地方公務員等共済組合法	14.6
健康保険法	14.6	地方税法	14.6
原子力損害賠償支援機構法	14.5	中小企業退職金共済法	14.6
建設業法施行規則	14.6	中小企業倒産防止共済法	14.6
公害健康被害の補償等に関する法律	14.5	賃金の支払の確保等に関する法律	14.6
公害防止事業費事業者負担法	14.5	津波防災地域づくりに関する法律	14.5
鉱業法	14.5	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	14.5
公衆衛生修学資金貸与法	14.5	電波法	14.5
厚生年金保険法	14.6	道路交通法	14.5
公認会計士法	14.5	道路法	14.5
高齢者の医療の確保に関する法律	14.5	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	14.5
港湾法	14.5	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律	14.6
国民生活安定緊急措置法	14.5	特定多目的ダム法	14.5
国民年金法	14.6	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律	14.5
国有林野の管理経営に関する法律施行規則	14.6	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法	14.5
国家公務員共済組合法	14.6	独立行政法人農業者年金基金法	14.6
自衛隊法施行令	14.5	独立行政法人水資源機構法	14.5
地すべり等防止法	14.5	都市計画法	14.5
自然環境保全法	14.5	都市再開発法	14.5
自然公園法	14.5	土地改良法	14.5
下請代金支払遅延等防止法第四条の二の規定による遅延利息の率を定める規則	14.6	農水産業協同組合貯金保険法	14.5
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	14.5	排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律	14.5
児童扶養手当法	14.6	保険業法	14.5
社会福祉施設職員等退職手当共済法	14.6	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	14.5
社債、株式等の振替に関する法律	14.5	預金保険法	14.5
障害者の雇用の促進等に関する法律	14.5	労働保険の保険料の徴収等に関する法律	14.6

(注)延滞金等の割合は、各個別法にそれぞれ規定されている。

延滞金の軽減措置（公定歩合＋４％）を講じている保険料等

軽減措置（公定歩合＋４％）を講じている保険料等（注）	左記の軽減措置が講じられる期間	軽減措置に係る根拠法令
健康保険の保険料	納期限の翌日から３月を経過する日までの期間	健康保険法附則第９条
船員保険の保険料		船員保険法附則第１０条
共済業務に要する費用に係る掛金		私立学校教職員共済法附則第３５項
関税（※）	納期限の翌日から２月を経過する日までの期間	関税法附則第３項
厚生年金保険の保険料及び厚生年金基金の掛金等 （企業年金基金の掛金等、石炭鉱業年金基金の掛金）	納期限の翌日から３月を経過する日までの期間	厚生年金保険法附則第１７条の４ ※確定給付企業年金法、石炭鉱業年金基金法等 において準用
日本郵政共済組合に払い込むべき掛金及び負担金		国家公務員共済組合法附則第２０条の９第５項
国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金		国民年金法附則第９条の２の５
地方団体関係団体が納付すべき掛金及び負担金		地方公務員等共済組合法附則第３４条の２
労働保険料		労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第１２条 ※石綿による健康被害の救済に関する法律において準用
独占禁止法違反行為に係る課徴金（※）	課徴金に係る納付命令について審判請求がされた場合における、当該審判請求に対する審決書の謄本の送達の日までの期間	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令附則第３２条
農業者年金の保険料	納期限の翌日から３月を経過する日までの期間	独立行政法人農業者年金基金法附則第３条の２
（参考） 国税（※）	納期限の翌日から２月を経過する日までの期間	租税特別措置法第９３条～第９５条、第９７条の２
地方税（※）	納期限の翌日から１月を経過する日までの期間	地方税法附則第３条の２

（注）「社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 36 号）」により措置されたもの（※を除く。）。